

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―被爆者支援課 (略) 健康対策課 一―三 (略)</p> <p>四―十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二―十五 (略)</p> <p>食品生活衛生課―障害者支援課 (略)</p> <p>2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、 新型コロナウイルス感染症対策担当課長を置く。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関すること。</p> <p>二 感染症予防に関すること。</p> <p>三 予防接種に関すること。</p> <p>四 検疫に関すること。</p> <p>五 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。</p> <p>六 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。</p> <p>七 その他予防衛生に関すること。</p>	<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―被爆者支援課 (略) 健康対策課 一―三 (略)</p> <p>四 感染症予防に関すること。</p> <p>五 予防接種に関すること。</p> <p>六 検疫に関すること。</p> <p>七―十三 (略)</p> <p>十四 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。</p> <p>十七―二十 (略)</p> <p>二十一 その他予防衛生に関すること。</p> <p>食品生活衛生課―障害者支援課 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。